

佐賀県「現場環境改善費試行要領」

1 目的

将来にわたり、社会資本の整備を安定的継続していくためには、建設産業において、若手技術者、女性技術者等担い手の確保、育成が重要な課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。

そのため、佐賀県では、『佐賀県「現場環境改善費試行要領」』（以下要領。）を定め、現場環境の改善を図ることとする。

2 試行対象工事

対象工事は、原則、県土整備部、農林水産部及び地域交流部が発注する工事とする。ただし以下工事については、本要領の対象外とする。

- 1) 営繕工事
- 2) 維持管理工事で実施が困難な工事
- 3) 効果が期待できないと判断される工事
- 4) その他発注者が現場環境改善の実施が困難と判断される工事

なお、試行対象工事は、特記仕様書に現場環境改善費試行工事であることを明示する。

3 実施内容

(1) 受注者による現場環境改善実施の判断

受注者は、現場環境改善項目の実施を希望する場合、工事打合せ簿にて報告することとする。

(2) 実施内容の決定

現場環境改善を実施する場合、受注者は、県土整備部、地域交流部発注工事では「土木工事標準積算基準書」に掲載されている「土木請負工事における現場環境改善費の積算」の別表 - 1 の内容、農林水産部発注工事のうち農業土木工事では別添令和2年4月1日元農振第3705号「工事における現場環境改善費の積算要領について」の別表、森林土木工事では「治山林道必携」に掲載されている「森林整備保全事業における現場環境改善費の積算について」の表5 2の内容のうち、計上費目毎に1内容ずつ（ただし、いずれか1計上費目のみ2内容）の合計5つの内容を選定することを基本とするが、現場の状況に応じ計上費目を1減じ、3計上費目毎に1又は2内容の合計5つの内容選定でも可能とする。

なお、選定した実施内容は、施工計画書に記載することとする。

(3) 実施報告

受注者は、現場環境改善の実施について、監督員に資料の提示又は現地立会による確認を受けたのち、検査資料に添付する。

(4) 変更協議

施工計画書に記載した実施内容について、実施が困難となった場合は、「(2) 実施内容の決定」に基づき実施内容を変更することができる。

なお、実施内容を変更する場合は、工事打合せ簿で監督員の承認を得ることとする。

(5) 費用の計上

「(3) 実施報告」により全ての実施項目の履行が確認できた場合には、設計変更にて経費の計上を行う。

なお、本要領に基づき実施した内容については、成績評定の加対象とはしない。

(6) 現場環境改善の中止

現場状況の変化等により「(2) 実施内容の決定」に基づき実施内容を選定できない場合は、速やかに監督員に報告しなければならない。

なお、現場環境改善の不実施を理由とした成績評定の減点を行わない。

4 積算の方法

現場環境改善費の積算については、県土整備部、地域交流部発注工事では「土木工事標準積算基準書」に掲載されている「土木請負工事における現場環境改善費の積算」に基づき行う。農林水産部発注工事のうち農業土木工事では別添令和2年4月1日農振第3705号「工事における現場環境改善費の積算要領について」に基づき行い、森林土木工事では「治山林道必携」に掲載されている「森林整備保全事業における現場環境改善費の積算について」に基づき行う。

5 その他

受注者は、工事完了後、県において、現場環境改善に係る追跡調査等を実施する際は、調査に協力を行うこと。

6 適用

本要領は令和2年7月30日以降に公告する工事から適用する。